

## 只木ゼミ前期第9問弁護レジュメ

文責：4班

### I. 反対尋問

5. 1. 技術部最高責任者 B による「銅板設置不要」という判断が存在する状況において、現場担当者 A に独立した結果回避義務が発生する法的根拠は極めて限定的であり、信頼の法理や組織内分業の事実に照らせば、B の判断が明らかに不合理・危険であることが客観的に明白な場合を除き、組織判断に反する独立の銅板設置義務までは認められないのではないか。さらに、過失犯における予見可能性と過失の実行行為の同時存在の原則を考慮すれば、A が銅板の存在を認識し火災危険性を認識可能となったのは工事が完了した工具片付け時であり、それ以前の施工中における銅板の不設置行為については、予見可能性を欠く以上、施工中の行為について遡及的に過失責任を問うことはできないのではないか。
10. 2. 檢察レジュメ 2 頁 18 行目以下において「求められる予見可能性の程度は、とられるべき結果回避義務との相対的な関係で決まるとする」とあるが、この考え方は予見可能性の基準を過度に緩和し、注意義務の内容を状況に応じて相対的に定めるため、処罰範囲が著しく不明確になる問題を孕み、その結果、行為者は自らの行為が処罰対象となるか否かを事前に合理的に予測し難くなる。これは憲法 31 条の罪刑法定主義に反するおそれがあるのではないか。
15. 3. 結果発生の可能性が極めて低い場合であっても、わずかな注意義務の怠慢をもって過失責任を認め得る点も問題である。このように結果の重大性や回避可能性を根拠に注意義務を拡大する運用は「過失」の判断基準を客観的かつ明確に保つことを困難にし、処罰の恣意性を助長する危険性を内包しているのではないか。
20. 4. 檢察レジュメ 4 頁注釈 4において「例えば、長年にわたって何のミスもなく過ごした看護師が、ある日たまたまミスを犯してしまったという場合に、そのようなミスに高度の予見可能性があるとはいえない。しかし、これらの単純ミス事例では過失が問題なく認められており、具体的予見可能性説からの説明が困難となるのである」とあるが、長年業務に携わってきた看護師であれば、ほかの看護師に比して、ある症状の患者に一定の処置(点滴や注射等)をしたら特定の結果(副作用・医療ミスのリスク)が生じうることについての高度かつ具体的な予見可能性が認められるのではないか。
25. 30.

### II. 学説の検討

#### イ説（危惧感説）

行為後に明らかとなった結果回避可能な措置を行った時の予見可能性を具体的に検討することなく、なんらかの危惧感があれば足りるとして行為者に要求するとすれば、結

果責任を問うことになって責任主義の見地から許されない<sup>1</sup>。

また、予見可能性をあまりにも抽象化してしまうため、刑事過失の成立範囲を無制限にし、不当に拡大してしまう可能性がある。その結果、過失責任の判断が事後的・恣意的になり、処罰範囲が不安定となる危険がある<sup>2</sup>。

5 よって、弁護側はイ説を採用しない。

#### ア説（具体的予見可能性説）

故意においては、構成要件において抽象化された程度の認識があれば直接的な反規範的意思活動を認めることができるという観点から認識の対象を抽象化したのであるが、過失における予見可能性は、客観的注意義務違反として必要となるものであるから、結果回避を動機づける程度の具体的予見可能性が必要になると解すべきである<sup>3</sup>。

よって、弁護側はア説を採用する。

### III. 本問の検討

15 1. I トンネル内の電力ケーブル接続工事における A による施工につき、業務上過失致死傷罪(刑法 211 条前段)が成立するか。

2. A による施工が「業務」に当たるか。

(1) 「業務」とは、人が社会生活上の地位に基づき反復継続して行う行為であり、かつ他人の生命・身体に対する危険性を包含するものをいう。

20 (2) 本件工事につき、A は自社の請け負った工事の施工者として施工を行い、同様の施工につき以前に数回施工を行なっていたことから、A による施工は自身の社会的な地位に基づいて反復継続して行なっていたものと評価できる。また当該工事で問題が生じた場合、大規模な物理的危険が生じる可能性が高いため、他人の生命・身体に対する危険性を包含すると言える。

25 (3) よって、本件施工には「業務」性が認められる。

3. A による施工に過失が認められるか。

(1) 必要な注意を怠ったこと、つまり「過失」とは注意義務違反を指し、具体的には予見可能性を前提とした結果回避可能性に背く結果回避義務違反と解すべきである。

(2) 結果の予見可能性について

30 ア. 予見可能性の程度について、弁護側はア説を採用する。

イ. 本件につき、発生した火災は、銅板のつけ忘れにより漏電回路が生み出され、そこから微量かつ高温のアークが生じ、アークにさらされた物質に特殊な炭化反応が起きることでグラファイトと導電路が生成され、これが繰り返されることで増えた

<sup>1</sup> 西田典之『刑法総論[第 4 版]』(弘文堂,2025)275 頁以下。

<sup>2</sup> 大谷實『刑法講義総論[新版第 6 版]』(成文堂,2025)187 頁参照。

<sup>3</sup> 同上。

アークに可燃物が引火することによって発生した。このようなトラッキング現象は非常に複雑な現象であり、また、設置し忘れた銅板 1 枚からこのような現象が生じたことにつき偶然性を否定できない。そのため具体的な予測は困難である。

また、トラッキング現象は事件当初一般的に知られていたものではなく、不可解な原因による出火と評価された。A だけでなく技術部責任者であった B も出火の可能性を否定していたことから、専門的な知識を有していた業務者にもトラッキング現象は認知されていなかったと言える。また、業務者は通常人より重い注意義務があり、これに違反することに重い責任を求めるが、業務者でもトラッキング現象を知り得なかつたことに鑑みて責任の程度も小さいと評価できる。

以上より、当時認知すらされていなかった現象を具体的に予見することは不可能であつて、A には予見可能性がなかつたと言える。

ウ. 過失は予見可能性の存在を前提に判断されるべきであり、予見可能性がない場合、当然に結果回避可能性は否定される。したがつて、A の行為は結果回避義務違反に当たらず、過失はなかつたと言える。

4. 以上より A には過失が認められず、構成要件を充足しないことから、業務上過失致死傷罪(刑法 211 条前段)は成立しない。

#### IV. 結論

A が高電圧ケーブルの接続器に必要な設置銅板を取り付けなかつた行為について、A は責任を問われない。

以上